消費生活だより
～くらしの危険～

「定期縛りなし」が「解約するまで続く定期購入」だったなんて…！

スマートフォンで動画を視聴していたところ「一粒飲めば痩せる」と宣伝されたサプリの動画広告が表示され興味を持った。事業者のサイトに移動し、初回お試し価格 900 円で「定期縛りなし」と書かれたダイエットサプリを購入した。商品が届き納品書を確認したところ、次回お届け予定日が書かれており、その時初めて定期購入だと分かった。試しに飲んでみて定期購入を改めて注文すると思っており、解約をしていないと届いてしまうことが判明したので解約したい。（50 歳代男性）

●「定期縛りなし」という記載は「1 回限り」という意味ではなく、「最低購入回数の指定がない契約」（「いつでも解約できる定期購入」）を意味する場合があります。
●インターネット通販では、注文する際に必ず「最終確認画面（契約条件が記載されている画面）」で、定期購入が条件となっていないか、最低購入回数に指定（縛り）がないか、2 回目以降の代金等の販売条件や解約の条件を確認しましょう。
●定期購入の中には、「いつでも解約できる定期購入」を申し込むつもりが「最低購入回数の指定のある契約」（「〇回受け取るまで解約できない定期購入」）に誘導される場合があるため、表示は最後までよく確認して契約条件に関する記載は全てスクリーンショットで保存しましょう。
●困ったときは早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

４月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃６町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前 10 時～正午、午後１時～３時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	４/２（水）、16（水）	☎22-1152
	QR コードからも予約できます	
関ケ原町	４/９(水)、23（水）	☎43-0070
養老町	４/７(月)、21(月)	☎32-1108
神戸町	４/14(月)、28(月)	☎27-3111
輪之内町	４/３(木)、17(金)	☎68-0185
安八町	４/10(木)、24(木)	☎64-3111

問　企画調整課　生活安全係　☎22-1152